

市町村・観光事業者の皆さまへ

令和8年度 観光地レンタサイクル導入等 支援事業補助金 募集のお知らせ

点在する観光地を
レンタサイクルで
繋ぎたい

観光地周遊のため
レンタルキックボードを
導入したい

イベント時に
シャトルバスを
運行したい

本事業では、観光地における周遊の利便性向上のため、市町村や観光事業者等が行う移動手段の導入・運行に係る取組を支援します。



○対象事業

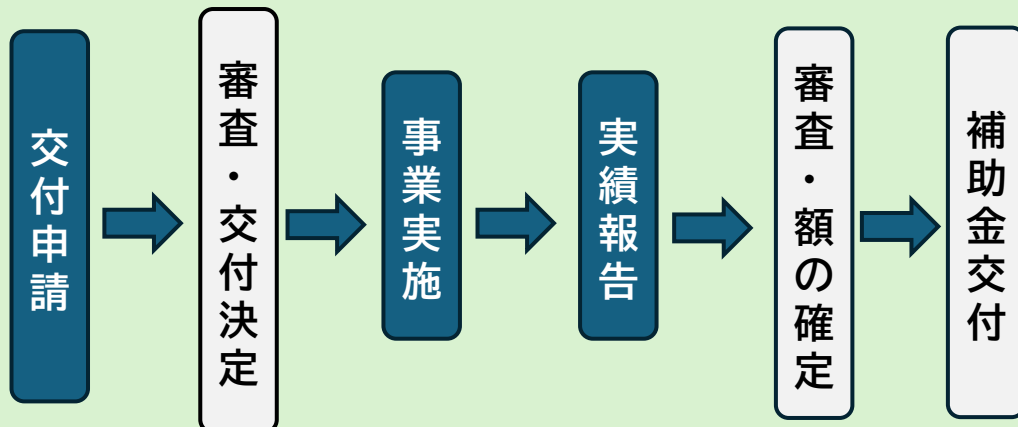
- ・観光用自転車(レンタサイクル)
- ・観光用電動キックボード(レンタルキックボード)
- ・シャトルバス
- ・その他、観光地周遊促進に繋がる移動手段



補助率:1/2 以内
上限額:最大100万円(※)

※補助事業内容により上限は異なります。

○補助金交付までの流れ



補助対象事業期間

令和8年4月1日(水)
～令和9年3月31日(水)

交付申請受付期間

令和8年6月23日(火)
～令和9年3月1日(月)

▼ 対象となる事業内容や、詳しい申請方法は裏面へ

観光地レンタサイクル導入等支援事業補助金

観光地における周遊の利便性向上による更なる魅力の磨き上げを促進するとともに、観光地の認知度向上を図るため、県内の市町村や観光事業者等が行う観光用自転車及び観光用電動キックボードの導入、シャトルバスの運行等に要する経費を補助します。

補助対象事業者

- (1) 市町村
- (2) 観光協会その他の宮城県の観光を振興することを目的として設立された法人
- (3) 県内の宿泊施設その他観光集客施設で知事が認めるものを運営する者

事業概要

補助事業の概要は下表のとおりです。

補助対象事業	補助対象経費(※)	補助率	補助上限額
観光用自転車の導入	・本体の購入費 ・本体のレンタル又はリース費用 ・導入に付随する費用(充電器、ヘルメット等)	交付対象経費の1/2以内	観光用自転車1台につき10万円を上限とし、申請1件につき100万円。
観光用電動キックボードの導入	・の整備費用・観光誘客を目的とした周知広報費用等)		観光用電動キックボード1台につき15万円を上限とし、申請1件につき100万円。
シャトルバスの運行	・車両等の借上げ経費 ・人件費(運転手のみ) ・車両等の燃料費及び整備費		25万円
その他(観光地周遊促進に繋がる移動手段の導入及び運行)	・その他補助事業を実施するために必要と認められる経費		10万円

※ いずれも新たに導入する場合に限りです。

申請手続きはこちら

交付申請 受付期間:令和8年6月23日から令和9年3月1日まで

交付申請



変更申請



廃止申請



実績報告



※その他、補助金の詳細については下記ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/syukuhaku2jikotsu.html>(宮城県観光戦略課HP)

<問い合わせ>

○ 宮城県経済商工観光部観光戦略課観光産業振興班
e-mail: kankouss@pref.miyagi.lg.jp